

令和3年4月

保護者の皆様へ

校内コンプライアンスに係る携帯電話使用と乗用車同乗の取扱いについて

1 生徒との携帯電話等の使用制限

部活動の顧問等がお子様の携帯電話を通じて直接やりとりすることを原則禁止しています。ただし、業務上、どうしても必要な場合は、顧問が保護者の皆様の同意を得たうえで校長に申し出、許可を受けてお子様の携帯電話番号やメールアドレスを把握させていただくことがあります。

また、スマートフォン等の校内での取扱いについては、必要がない時は校内で持ち歩かないこととし、生徒を静止画や動画で録画する場合は、生徒の了解を得て事前に管理職に連絡・相談し、許可を得て公用のカメラ等を使用することとしています。

2 顧問等の乗用車への同乗制限

部活動等での生徒派遣する上で、公共交通機関等の制約により職員の自家用車への同乗がやむを得ないと判断される場合に限り、顧問等から「職員の自家用車への同乗について」という依頼文書を保護者にお渡しし、保護者からの同意書を得た上で、顧問等から承認申請書を校長に提出し、審査の上、校長が同乗による派遣を許可することにしております。